

令和7年度第2回金ヶ崎町子ども・子育て会議

日時：令和8年3月9日（月）

午後1時30分～3時00分

場所：庁舎4階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報 告

（1）児童遊園の廃止について

①中央児童遊園

4. 協 議

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

①認定こども園たいよう保育園

②あおぞら保育園

（2）保育提供体制の確保のための実施計画について

5. そ の 他

6. 閉 会

○金ケ崎町子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第26号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ケ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和5年6月13日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期:委嘱の日～令和9年(2027年)3月31日

| 番号 | 団体名 | 役職名 | 委員 | 区分 |
|----|--------------------|-----------------|---------|------|
| 1 | 金ケ崎町子育て支援センター利用者 | — | 佐藤 素未 | 保護者 |
| 2 | 金ケ崎町立幼稚園・こども園研究協議会 | 南方幼稚園 PTA会長 | 佐藤 裕 | 保護者 |
| 3 | 金ケ崎保育園保護者会 | 会長 | 阿部 光平 | 保護者 |
| 4 | 金ケ崎町PTA連絡協議会 | 三ヶ尻小学校 PTA会長 | 高橋 茂 | 保護者 |
| 5 | 金ケ崎町子育て支援センター | 所長 | 渡辺 理恵 | 従事者 |
| 6 | 金ケ崎町幼稚園長会 | 六原幼稚園園長 | 千枝 徳三 | 従事者 |
| 7 | 社会福祉法人愛護会 金ケ崎保育園 | 園長 | 松本 レイ子 | 従事者 |
| 8 | 金ケ崎町校長会 (小学校) | 西小学校校長 | 坂井 ふき子 | 従事者 |
| 9 | 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会 | 理事兼事務局長 | 高橋 オサム | 従事者 |
| 10 | 金ケ崎町民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員 | 古川 美香 | 関係団体 |
| 11 | 金ケ崎企業クラブ | 事務局 | 千葉 勝 | 関係団体 |
| 12 | 一般公募 | — | 小南 麻衣 | 公募 |
| 13 | 金ケ崎町健康づくり推進協議会 | 会長 | 有住 純也 | その他 |
| 14 | 青少年育成委員会議 | 青少年育成委員 | 菅原 シンイチ | その他 |
| 15 | 奥州警察署金ケ崎交番 | 所長 | 田村 カズナリ | その他 |

令和7年度第2回金ケ崎町子ども・子育て会議
出席者名簿

| No. | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|----------|----------|------------------------|-----|
| 1 | | 町長 | たか はし かん じゅ 高 橋 寛 寿 | |
| 2 | 教育委員会事務局 | 教育次長補佐 | わたな べ くみ こ 渡 邊 久美子 | 関係課 |
| 3 | 教育委員会事務局 | 主事 | わたな べ とも み 渡 辺 知 美 | 関係課 |
| 4 | 都市建設課 | 主事 | おい かわ まこ と 及 川 真 人 | 関係課 |
| 5 | 子育て支援課 | 課長 | うめ た り か 梅 田 吏 佳 | 事務局 |
| 6 | 子育て支援課 | 課長補佐 | あさ り ひで かつ 浅 利 英 克 | 事務局 |
| 7 | 子育て支援課 | 主査 | たか はし けい た 高 橋 圭 太 | 事務局 |
| 8 | 子育て支援課 | 子育て支援相談員 | いし かわ みなみ 石 川 陽 | 事務局 |

報告（1）

児童遊園の廃止について

①中央児童遊園

児童遊園の廃止について

1 概要

児童遊園は児童に健全な遊びの場を与えて、その健康増進を図り、又は情をゆたかにする等のための児童厚生施設として設置しています。

※金ケ崎町児童遊園設置条例（昭和 48 年条例第 15 号）

2 施設等詳細

| | |
|-------|---------------------------|
| 施設名 | 中央児童遊園 |
| 所在地 | 西根南羽沢 43 |
| 面積 | 1,150 m ² |
| 遊具施設 | 大型二連ブランコ 1 基 三間中鉄棒 1 基 |
| 設置年月日 | 昭和 48 年 4 月 18 日 |



3 経緯

金ケ崎町福祉センターの建て替え移設に伴い、中央児童遊園の一部がその用地となることから、遊具の安全領域の確保ができないなど、児童遊園としての利用ができなくなるため。

なお、児童福祉法第35条第11項の規定により廃止日の1月以上前までに岩手県へ届出が必要なため、町議会の議決を経て届出を提出しています。

4 廃止年月日

令和 8 年 2 月 1 日

協議（1）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

①認定こども園たいよう保育園

②あおぞら保育園

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1 事業の実施について

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき新たに乳児等のための支援給付が創設される。創設に伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための具体的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」が改正された。

必須記載事項のうち、現行の第3期金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画に記載のない部分を代用計画により定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議での意見聴取が必要とされていることから委員の意見を求めるもの。

(別添1) 参考様式

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

金ヶ崎町

(乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について)

記載事項

令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、当町においても既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。

第3期金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画P.99(17)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に記載のとおり、各年において見込み量を満たす提供体制を確保できる予測となっていますが、必要に応じて、適切な提供体制の見直しを行っていきます。

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期について)

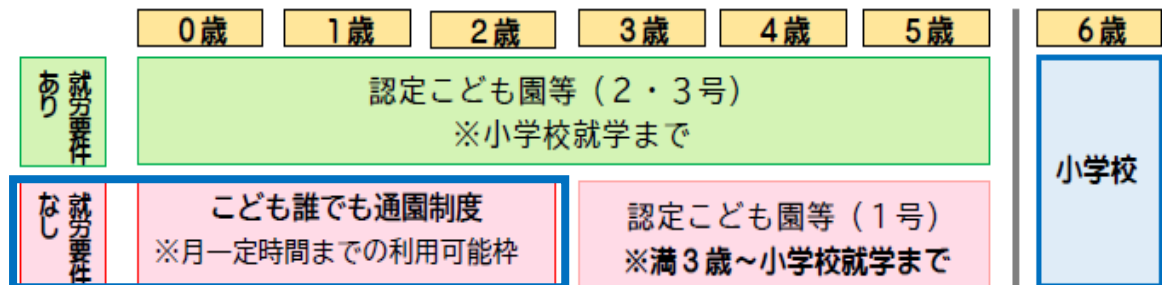
記載事項

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度。



対象児童：保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

利用可能時間：こども一人あたり月10時間

利用区分：①定期利用（利用する月、曜日、時間などを固定し定期的に利用する）
②自由利用（利用する月、曜日、時間などを固定せず柔軟に利用する）

利用方法：国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」により、支給認定申請、認定証発行、利用予約等を行う

実施区分：①一般型（定員を別に設け、専任の職員を配置して預かる）
②余裕活用型（保育所等の空き定員の枠を活用して預かる）

利用料等：実施事業者が金額を設定し利用者から徴収する。（国標準額：こども一人につき1時間あたり300円）給食費など実費相当額は保護者同意の上、別途徴収する。

その他：きょうだい児の参観や、自身の通院など保護者の都合でこどもを預ける一時預かり事業とは目的が異なる。一時預かり事業を実施している事業所は、たんぼぼ保育園、認定こども園たいよう保育園、よつば保育園の3園。

3 実施事業の設置認可について

令和8年度からの事業実施に向け、2事業所（認定こども園たいよう保育園、あおぞら保育園）から、認可・確認申請書が提出された。

町が認可・確認しようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議での意見聴取が必要とされていることから委員の意見を求めるもの。（児童福祉法第34条の15第4項、子ども・子育て支援法第54条の2第3項）

2 実施予定事業者について

| | | | | | | | | | |
|--|-------|---------------|----|--------------------------------------|---|----|----|----|---------------|
| 設置者名 | | 社会福祉法人 白鶴会 | | | | | | | |
| 代表者職・氏名 | | 理事長・渡邊 泰幸 | | | | | | | |
| 事業所名称 | | 認定こども園たいよう保育園 | | | | | | | |
| 事業所所在地 | | 金ヶ崎町西根寺下101番地 | | | | | | | |
| 事業区分 | | 余裕活用型 | | | | | | | |
| 事業内容 | | 利用方法 | | 定期、自由利用の両方実施 | | | | | |
| | | 提供日 | | 月曜日から金曜日まで | | | | | |
| | | 実施時間 | | 午前9時から午後2時まで (1日最低1時間、最大2時間まで利用可) | | | | | |
| | | 利用料金 | | 一人1時間400円 | | | | | |
| | | その他料金 | | 一人年390円 (スポーツ保険料240円、学校互助会150円) | | | | | |
| | | 給食提供の有無 | | あり (自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する) | | | | | |
| | | 職員体制 | | 10名 (保育士9名、保育補助者1名) | | | | | |
| 定員設定 | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | 備考 |
| 既存施設 | 利用定員 | 7 | 13 | 19 | / | / | / | 39 | |
| | 在籍児童数 | 4 | 12 | 15 | / | / | / | 31 | 令和8年4月1日時点見込み |
| 本事業の定員 | | 3 | | | / | / | / | 3 | |
| 基準の適否 | | | | | | | | | |
| 基準の内容 | | | | | 確認内容 | | | | 適否 |
| (安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。 | | | | | 策定済み | | | | 適 |
| (食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 | | | | | 備えている | | | | 適 |
| (内部の規程) 乳児等通園支援事業者は、金ヶ崎町認可基準条例に定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 | | | | | 規定している | | | | 適 |
| (設備及び職員の基準) 施設又は事業所の区分に応じた基準条例に定める基準に適合していること。 (設備基準) 在園児合同であるため認可保育所基準と同様 0歳児 一人あたり1.65㎡ 1歳児 一人あたり3.3㎡ 2歳児 一人あたり1.98㎡ | | | | | 0歳児 乳児室面積 45.31㎡ 保育必要面積6.6㎡ (1.65㎡×4人) 本事業に充てられる面積 <u>38.71㎡</u> 1歳児 ほふく室面積 43.89㎡ 保育必要面積 39.6㎡ (3.3㎡×12人) 本事業に充てられる面積 <u>4.29㎡</u> 2歳児 保育室面積 36.04㎡ 保育必要面積29.7㎡ (1.98㎡×15人) 本事業に充てられる面積 <u>6.34㎡</u> | | | | 適 |
| (職員配置基準) 余裕活用型であるため認可保育所基準と同様 0歳児 1 : 3 1・2歳児 1 : 6 | | | | | 0歳児 職員数 3人 保育必要職員数2人 (4人×1/3) 本事業に充てられる職員数 <u>1人</u> 1・2歳児 職員数 7人 保育必要職員数5人 (27人×1/6) 本事業に充てられる職員数 <u>2人</u> | | | | 適 |

| | | | | | | | | | | |
|---|-------|--------------|---|----|--------|---|----|----|---------------|--|
| 設置者名 | | NPO法人 輝き | | | | | | | | |
| 代表者職・氏名 | | 理事長・千葉 政幸 | | | | | | | | |
| 事業所名称 | | あおぞら保育園 | | | | | | | | |
| 事業所所在地 | | 金ヶ崎町西根南町9番地1 | | | | | | | | |
| 事業区分 | | 余裕活用型 | | | | | | | | |
| 事業内容 | | 利用方法 | 定期、自由利用の両方実施 | | | | | | | |
| | | 提供日 | 月曜日から金曜日まで | | | | | | | |
| | | 実施時間 | ①午前9時から午後12時まで ②午後1時から午後4時まで ※①、②の連続利用不可 | | | | | | | |
| | | 利用料金 | 一人1時間300円（1時間以降は30分ごとに150円） | | | | | | | |
| | | その他料金 | 一人年250円（スポーツ保険料） | | | | | | | |
| | | 給食提供の有無 | なし | | | | | | | |
| | | 職員体制 | 7名（保育士7名） | | | | | | | |
| 定員設定 | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | 備考 | |
| 既存施設 | 利用定員 | 3 | 4 | 5 | / | / | / | 12 | | |
| | 在籍児童数 | 1 | 2 | 6 | / | / | / | 9 | 令和8年4月1日時点見込み | |
| 本事業の定員 | | 3 | | | / | / | / | 3 | | |
| 基準の適否 | | | | | | | | | | |
| 基準の内容 | | | | | 確認内容 | | | | 適否 | |
| <p>（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。</p> | | | | | 策定済み | | | | 適 | |
| <p>（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> | | | | | 給食提供なし | | | | — | |
| <p>（内部の規程） 乳児等通園支援事業者は、金ヶ崎町認可基準条例に定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> | | | | | 規定している | | | | 適 | |
| <p>（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた基準条例に定める基準に適合していること。</p> <p>（設備基準） 余裕活用型であるため認可保育所基準と同様 0歳児 一人あたり3.3㎡ 1歳児 一人あたり3.3㎡ 2歳児 一人あたり1.98㎡</p> | | | | | 0歳児 | 乳児室面積 24.84㎡ 保育必要面積 3.3㎡ (3.3㎡×1人) 本事業に充てられる面積 <u>21.54㎡</u> | | | 適 | |
| | | | | | 1歳児 | ほふく室面積 19.87㎡ 保育必要面積 6.6㎡ (3.3㎡×2人) 本事業に充てられる面積 <u>13.27㎡</u> | | | | |
| | | | | | 2歳児 | 保育室面積 19.87㎡ 保育必要面積11.88㎡ (1.98㎡×6人) 本事業に充てられる面積 <u>7.99㎡</u> | | | | |
| <p>（職員配置基準） 余裕活用型であるため認可保育所基準と同様 0歳児 1：3 1・2歳児 1：6</p> | | | | | 0歳児 | 職員数 3人 保育必要職員数1人（1人×1/3） 本事業に充てられる職員数 <u>2人</u> | | | 適 | |
| | | | | | 1・2歳児 | 職員数 4人 保育必要職員数2人（8人×1/6） 本事業に充てられる職員数 <u>2人</u> | | | | |

協議（2）

保育提供体制の確保のための実施計画について

保育提供体制の確保のための実施計画について

保育提供体制に係る課題に対応するため、町全域の実施計画を作成し、子ども・子育て会議で委員の承認を求めるもの。

1 保育提供体制の確保のための実施計画

(1) 令和7年度以降の保育需要と提供体制

保育提供区域：全域

保育提供区域の設定の考え方：町内全域とする

| | 年齢 | 令和7年4月1日 | 令和8年4月1日 | 令和9年4月1日 | 令和10年4月1日 | 令和11年4月1日 |
|--|-----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | | 実績 | 見込み・計画数 | 見込み・計画数 | 見込み・計画数 | 見込み・計画数 |
| 就学 前 ① 児 童 数 | 0 歳 児 | 61. | 84. | 82. | 81. | 79. |
| | 1 ・ 2 歳 児 | 197. | 188. | 185. | 182. | 179. |
| | 3 歳 以 上 児 | 303. | 295. | 289. | 281. | 275. |
| | 合 計 | 561. | 567. | 556. | 544. | 533. |
| （申 保 育 込 ② ニ ー 者 ズ ） 数 | 0 歳 児 | 12. | 54. | 52. | 50. | 48. |
| | 1 ・ 2 歳 児 | 143. | 165. | 159. | 153. | 147. |
| | 3 歳 以 上 児 | 232. | 244. | 236. | 228. | 221. |
| | 合 計 | 387. | 463. | 447. | 431. | 416. |
| （申 ② 込 ① ） 率 | 0 歳 児 | 19.7% | 64.3% | 63.4% | 61.7% | 60.8% |
| | 1 ・ 2 歳 児 | 72.6% | 87.8% | 85.9% | 84.1% | 82.1% |
| | 3 歳 以 上 児 | 76.6% | 82.7% | 81.7% | 81.1% | 80.4% |
| | 合 計 | 69.0% | 81.7% | 80.4% | 79.2% | 78.0% |
| （利 整 用 備 定 量 員 ） 数 | 0 歳 児 | 48. | 48. | 48. | 48. | 48. |
| | 1 ・ 2 歳 児 | 165. | 165. | 165. | 165. | 165. |
| | 3 歳 以 上 児 | 272. | 272. | 272. | 272. | 272. |
| | 合 計 | 485. | 485. | 485. | 485. | 485. |
| 待 機 児 童 数 | 0 歳 児 | 0. | 0. | | | |
| | 1 ・ 2 歳 児 | 0. | 0. | | | |
| | 3 歳 以 上 児 | 0. | 0. | | | |
| | 合 計 | 0. | 0. | | | |

※第3期 金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」のP.82～87のとおり

2 保育需要と提供体制における課題について

(1) 令和8年度希望する事業及び理由

採択の種類：その他の地域課題

財政支援：利用者支援事業（特定型）

希望理由：情報共有及び連携を進めるとともに、利用者の相談に適切に対応するため、子育て支援相談員2名（子育て支援担当課1名、教育・保育担当課1名）を配置するための財政支援を希望するもの。

(2) 金ヶ崎町における保育の現状と課題

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、教育・保育サービスや地域の子育て支援サービスについて、情報不足を感じている保護者や、サービスの選び方、相談先が分からないと感じている保護者がいる。

(3) 今後取り組むべき内容

①町内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットや子育て情報ガイドを作成・発行するとともに、町HPへ掲載する。

また、母子手帳交付者や転入者に対して窓口対応時に周知を図る。

②妊娠期から子育て期に渡り、母子保健や育児に関する悩み、教育・保育施設の利用方法などの問い合わせに円滑に対応する。

⇒子育て支援課と教育委員会事務局に子育て支援員を1名ずつ配置して連携することで、各家庭のニーズに応じ、適切な教育・保育施設や子育て支援サービスを利用できるよう支援を行う。